平成２４年（フ）第４９１号
札幌市北区新琴似５条16丁目５番20号
債務者　反町　次郎
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５０９号
札幌市北区新琴似７条11丁目７番８号　丸実ハイツ102号
債務者　木村　敏彦
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３５９号
群馬県高崎市江木町958番地６
債務者　内藤　　拓
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第３７号
群馬県高崎市沖町218―１　サンフラワー102号、住民票上の住所栃木県佐野市金屋下町2455番地
債務者　田崎　伸宏
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第３８号
群馬県高崎市中居町１丁目25番地６　吉井マンション102号
債務者　菅原　典子
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第５６号
群馬県高崎市上大類町808番地
債務者　有坂　清子（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第４１号
静岡県沼津市千本港町18番地の３　オーシャンベル102、前住所静岡県沼津市三枚橋町13番２号　ティアラ112
債務者　中村　充雄
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第４７号
静岡県沼津市中沢田519番地の１　メゾンドゥセピアⅢ202
債務者　戸田　智子（旧姓森田）
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第７１号
静岡県伊東市大原３丁目12―20　上野アパート201号、住民票上の住所静岡県伊東市宇佐美3297番地の137
債務者　茂木　陽子
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第１３号
京都府綾部市延町鳥居15番地の17　プラシード103号
債務者　岸見　英弘
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２３年（フ）第５８４号
大阪府富田林市喜志町３丁目９番２号
債務者　中尾　由美
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１５８３号
大阪府大阪狭山市茱萸木６丁目838番地の１―102号、前住所和歌山県橋本市高野口町応其198番地の８
債務者　小早川哲也
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第７１号
堺市北区長曽根町595番地11
債務者　杉　　徹
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２２５号
堺市堺区住吉橋町１丁４番10―501号
債務者　野村　尚正
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２４２号
堺市堺区材木町西１丁１番７号　塚本文化
債務者　村松　久江
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第８号
岩手県九戸郡洋野町大野第11地割22番地２
債務者　奥寺　克幸
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月29日午前11時50分
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２４年（フ）第２３号
栃木県足利市小俣町615番地７
債務者　樽林　　章
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月27日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部